

「ルーマニア灌漑システム改善計画」に係る 業務出張報告書

平成7年8月21日
農業開発協力部
農業技術協力課長
草野孝久

1. 背景および目的

「ルーマニア灌漑システム改善計画」に関しては、7年6月に派遣された長期調査員によりプロジェクト方式技術協力の事業概要案がほぼ整理されたが、事前調査後に行われた組織改革の影響を受け先方の実施体制については整理すべき課題が残ることも併せて確認された。

については、今年10月に予定されている実施協議調査団の派遣に先立ち、懸案として残されている実施体制、特に実施機関間の連携体制、管理監督に係る上部各省の関与と責任などについて「ル」側関係者と打ち合わせ、プロジェクト方式技術協力の実施上支障の無いように可能な限り調整する。

2. 業務内容

- (1) 本件プロジェクト方式技術協力の「ル」側実施機関である土地改良公社(RAIF)、農業工学研究所(ICITID)および土地改良事業調査設計公社(ISPIF)、並びにこれらの上部機関である農業省および科学技術省に対し、実施体制、特に3実施機関間の連携体制、管理監督に係る上部各省の関与と責任、日本人専門家が享受すべき特恵免除および供与機材の無税通関、供与機材等の管理体制、並びにこれら事項のR/D上の記載方法などについて意見交換し、プロジェクト方式技術協力の実施上支障の無いものとなるように意見交換し調整を試みる。
- (2) 援助窓口機関である経済改革調整戦略評議会(Council for Coordinating Economic Strategy & Reform)に対し、本件プロジェクト方式技術協力について説明し、「ル」側の取るべき処置、特に日本人専門家が享受すべき特恵免除および供与機材の無税通関等について、先方の理解を求めるとともに対応体制を確認する。

3.出張者

農業開発協力部農業技術協力課長 草野孝久

4.出張期間

平成7年8月12日～19日（7泊8日）

5.出張行程と結果の概要

- (1) 意見交換初日（8月14日：月）にはRAIFに於いて、農業食糧省の Mr. Berbeci: Director General, Cadaster & Reclamation（「ベ」局長）、RAIFからはMr.Todor Voicu: Director General（総裁）、Conduruz Roomica: Deputy Director General（副総裁）が出席して意見交換を行った。

当方のExplanatory Note（別紙1）は、「ベ」局長が英語判のものを、RAIF側では翻訳されたものを保持していた。

「ル」側の発言は、主に「ベ」局長とRAIF総裁によりなされた。2人の通訳が補足し合いながら通訳した。「ベ」局長が「ル」側を代表し発言する形を取ったのは最初だけで、局長は時折英語で発言したり、総裁の言葉を通訳する場面もかなりあった。また、彼等同士あるいは同時に話したりする場面も多く、どれが誰の意見なのか不明の部分も多かった。

この時点で、「ル」側出席者は、RAIFが唯一本プロジェクトの実施機関であること、農業食糧省がRAIFを実施機関と定めた後にRAIFがどの機関にどの事業を行わせるか決める権限があること等を強調し、他機関への当方の訪問や合同会議の必要性も否定したため、プロ技協についてのJICAの実施方針と手続き、規定等を繰り返し説明し、理解を得る必要があった。

2時間余りの意見交換で、「ル」側出席者は、彼等が日本の援助でこれまで唯一経験のある開発調査とプロ技協が違うことを認識したとの感触を得た。日本側が本プロジェクトを複数の機関の共同プロジェクトであると位置付けている背景についても、出席者の理解は得られたものの、「ル」側の予算獲得に絡む事情と実施機関の「ル」語での語感から完全な合意は得られなかった。しかしながら、「ル」側出席者は、実施体制等について他の2機関を含めて協議する必要性については認め、2日後の合同会議をRAIFで開催することとし、同メンバーで出席するとした。

- (2) 2日目（15日：火）には、午前中に ICITID の上部機関である Academy of Agricultural & Forestry Sciences（アカデミー）に於いて、

Section of Soil Science, Land Reclamation & Environmental Protection in Agricultureの科学審査官のような立場と思われる Scientific Secretaryの2名；Mr. Stelian CarsteaとMs. Anca TuhaiおよびICITIDのDr. Nitu Ion: General Manager（所長）が出席し意見交換を行った。

アカデミーでは、今回初めて本プロジェクトについて内容を伝えてもらったことに感謝されるとともに、これまでのFAOやEUの援助、他国機関との共同研究などに準えてかなり具体的な質問も出た。技術開発について具体的な説明や希望が出されたが、既に2回の調査が行われ、ICITIDとも十分協議し、活動案ができていることを説明、理解された。

これまでアカデミーが科学技術省の機関であるとの説明を受けているが農業食糧省との共同プロジェクトとなった場合の立場に言及したところ、アカデミーは従来より農業食糧省の一部局であり、組織改編後科学研究の総合的調整と予算配分が科学技術省に一元化されたが、アカデミーは農業食糧省の行政指導の下、農業政策に基づき農林学の研究戦略を立て、22の研究所と86の試験場に試験研究と研修を実施させていることに変わりはない旨説明された。

アカデミーでは、我が方協力に係る実施の手続き、条件、ICITIDの取るべき処置については、今回関係する全機関中唯一理解ができており、本プロジェクトにおけるICITIDの位置付けが明確になれば、必要な処置はアカデミーが行うとした。

また、アカデミーおよびICITIDは、RAIFの権限を認めながらも本プロジェクトに於いてICITIDがRAIFの下に位置付けられることについては不満と不安があり、合同会議で十分申し入れたとした。また、本プロジェクト関係者が一同に会して打ち合わせたことは一度も無く、明日の合同会議は重要であり、同メンバーで出席するとした。

- (3) 2日目の午後、ISPIFを訪問し、Mr. Marin Pasarica: General Manager（社長）、Mr. Octav Popescu: Deputy General Manager（副社長）、Mr. Virgil Neacsu: Development Manager（開発部長）の3名と意見交換を行った。

ISPIFは、今回の訪問を歓迎しながらも、ISPIFは利潤追及を行うCommercial Companyであり、完全民営資本化の段階に入っており、政府間の協力プロジェクトについては契約に基づき受注するもので運営管理側の体制に入れられないのではないかと躊躇を見せた。このため当方は、用意した説明に深入りせず、民営化の内容および受注した場合の事業実施体制などの説明を求めることに時間を割いた。

明日の合同会議には、社長のみが参加するとした。

- (4) この時点での途中経過を本部にファックスにて連絡し、農水省の意見も含めた農開部長の意見を踏まえ、合同会議は出発前の対処方針どおり説明し先方の意向を確認することとし、3日目の合同会議に望んだ。
- (5) 3日目（16日：水）午前中は、RAIFに於いて2時間半に及ぶ合同会議が行われ、先の2日間の意見交換に出席した者は、「ベ」局長およびISPIFの副社長と開発部長を除く全員が出席した。なお、首相府経済協

力課に派遣中の橋本援助調整専門家は全ての意見交換に出席した。

合同会議は、まず当方が訪問の主旨、特に合同運営体制に触れたところ、RAIF総裁より、その件は初日の意見交換ですすでに話し合われており、この場で話し合う必要は無いとした。当方が、我が方の協力が3機関に対し求められており、このプロジェクトの活動が3機関で行われるのであれば、合同で運営すべきと考えており、全機関の意向をこの場で確認する必要があることなど再度説明。

アカデミーとICITIDが「ル」語でRAIFに意見を申し入れ、「ル」側だけの協議が20分近く続いた。この後も同様な場面は数度あり、通訳も困難とされたので、内容は不明だが、雰囲気とその後のRAIF総裁の発言からアカデミーとICITID側がRAIFの説得に成功しているとの感を受けた。

会議が進むに連れ、RAIFとICITIDは契約による主従関係でなくとも本プロジェクトを実施できることなどが明らかになっていき、同等の立場であるような発言が目だってきた。

ISPIF社長は終始発言せず、当方より確認したときのみ発言した。ISPIFについては、RAIFもアカデミーおよびICITIDも、その技術的な必要性から日本側がISPIFをプロジェクトに関係させたいという意向を持っていることを承知し、またその必要性は認めながらも、Commercial Companyである以上あくまで契約で参加すべきものであるとし、ISPIF社長もこれを認めた。

従って、ISPIFの扱いについては、持ち帰り日本側でも協議し方策を「ル」側に示すこととした。

用意した項目全てについて、RAIF、アカデミー、ICITIDの意向を確認することができ、この限りにおいては実施協議上大きな障害は無いとの感触を得たが、「ベ」局長が出席していなかったため、これらが「ル」側の意向として統一されたものとして良いのかは確認できなかった。

RAIF総裁は、どの機関がプロジェクトを実施するかを決めるのはここにいるものではなく、「ル」政府であり、農業食糧省の高官であり、「ベ」局長にもその権限はないとの発言を何度かしていた。当方としては、本日の会議の結果を「ベ」局長にも報告し、必要に応じてこのような合同会議を持って欲しい旨申し入れた。アカデミーとICITIDは快諾したが、RAIF総裁はその様な判断をするのは農業食糧省であるとした。

- (6) 同日、アカデミーの2名とICITID所長の同行で、ICITIDを訪問、施設を見学した。
- (7) 同日夜、「ル」側および日本側関係者全員を招待して懇親会を開いた。「ベ」局長とアカデミーのMs.Anca Tuhaiを除いた全員が出席した。残念なことに「ベ」局長よりは連絡が無く、合同会議の結果報告はできず、またそれに対する局長の感想も得れなかった。
- (8) 農業食糧省内のプロジェクト承認の仕組みを確認したいと思い、橋本専門家に依頼し、国際課の存在を確認した。電話にて接触すると、課長

が休暇中であることと、これまで本案件については全て「ベ」局長が掌握しており国際課は関与していないこと、電話に出た職員限りの意見では今後の手続きも「ベ」局長によりなされる筈で国際課は関与して行かないのではないかとということで、面談の必要性は無しとした。

(9) また、橋本専門家の配属先である首相府経済協力課にも面談を申し入れてあったが、課長が休暇中であること、日本担当官は事務手続きしかしておらず、援助受け入れに対する体制などの説明はできないとのことであり、訪問を断念した。

(10) したがって、最終日(17日:木)にはブカレスト北方郊外農村を視察し、数名の農民から簡単な聞き取りを行った。

5. 日程・面談者詳細

日順	日(曜日)	行程
1	8/12(土)	東京発 9:55 NH-556便 ウィーン着 15:10
2	13(日)	ウィーン発 11:50 OS-841便 ブカレスト着 14:35 ・日程等の打ち合わせ(16:00-19:00) 首相府経済協力課 橋本専門家 日本大使館 紺野派遣員
3	14(月)	・青果市場視察(9:00-12:00) ・日本大使館表敬(12:30-13:30) 堀江参事官 ・スーパーマーケット、食糧品店等視察(14:00-15:30) ・農業食糧省土地改良公社(RAIF)に於ける意見交換(16:00-18:10) Mr.Vasile Berbeci: Director General, Cadaster & Reclamation, Ministry of Agriculture & Food Mr.Todor Voicu: Director General, RAIF Conduruz Roomica: Deputy Director General, RAIF 首相府経済協力課 橋本専門家 ・大使館員、専門家との意見交換(18:30-20:30) 堀江参事官、広崎専門調査員、橋本専門家
4	15(火)	・科学技術省農林学アカデミーに於ける意見交換(9:30-11:30) Mr.Stelian Carstea: Scientific Secretary, Ms.Anca Tuhai: Scientific Secretary, Section of Soil Science, Land Reclamation & Environmental Protection in Agriculture, Dr. Nitu Ion: General Manager, ICITID Academy of Agricultural & Forestry Sciences 首相府経済協力課 橋本専門家 ・土地改良事業調査設計公社(ISPIF)との意見交換(14:00-15:30) Marin Pasarica: General Manager, Octav Popescu: Deputy General Manager, Virgil Neacsu: Development Manager, ISPIF 首相府経済協力課 橋本専門家

- 途中報告書作成
- 5 16 (水)
 - ・本部との電話連絡(8:30~9:30)
 - ・プロジェクト関係者合同打ち合わせ (於:RAIF) (10:00~12:30)
 - Mr.Todor Voicu: Director General, RAIF
 - Conduruz Roonica: Deputy Director General, RAIF
 - Mr.Stelian Carstea: Scientific Secretary,
 - Ms.Anca Tuhai: Scientific Secretary, Section of Soil Science, Land Reclamation & Environmental Protection in Agriculture,
 - Dr. Nitu Ion: General Manager, ICITID Academy of Agricultural & Forestry Sciences
 - Marin Pasarica: General Manager, ISPIF
 - 首相府経済協力課 橋本専門家
 - ・ICITID視察(14:00~16:00)
 - ・プロジェクト関係者懇親会(19:00~21:00)
 - Mr.Todor Voicu: Director General, RAIF
 - Conduruz Roonica: Deputy Director General, RAIF
 - Mr.Stelian Carstea: Scientific Secretary,
 - Ms.Anca Tuhai: Scientific Secretary, Section of Soil Science, Land Reclamation & Environmental Protection in Agriculture,
 - Dr. Nitu Ion: General Manager, ICITID Academy of Agricultural & Forestry Sciences
 - Marin Pasarica: General Manager,
 - Octav Popescu: Deputy General Manager, ISPIF
 - 日本大使館 堀江参事官、
 - 首相府経済協力課 橋本専門家
- 6 17 (木)
 - ・本部との電話連絡(8:00~9:30)
 - ・ブカレスト郊外農村見学(10:00~16:00)
 - ・日本大使館 堀江参事官へ報告(18:30~21:00)
- 7 18 (金) ブカレスト発 8:50 RO-381便 パリ着 11:05
- 8 19 (土) パリ発 19:30 NH-206便 東京着 14:10

6. 意見交換結果

6.1. 実施協議前に確認すべき内容

<当方説明骨子>

- (1) 「ル」側の組織改革の影響を受けプロジェクト実施体制が要請提出時のものとは変化したことに伴い、長期調査員の合意事項のみでは協力事業を開始することはJICAとしては難しく、実施協議以前に明確化し整理すべき課題が残っていると考えている。
- (2) 今回の訪問は、実施協議調査団の派遣に先立ち、懸案として残されているプロジェクト実施体制、特に実施機関間の連携体制、管理監督に係る上部各省の関与と責任などについて「ル」側関係者と打ち合わせ、技術協

力の実施上支障の無いように可能な限り調整することが目的である。「ル」側の理解と協力をお願いする。

<意見交換結果>

- (1) 「ベ」局長、RAIF、農林学アカデミー、ICITID、ISPIF、いずれも訪問を歓迎し、今後の手続きを具体化するために有意義との認識を示した。
- (2) しかしながら、初日の「ベ」局長を含めたRAIFに於ける意見交換では、「ル」側は当初、プロジェクトの実施者はRAIF以外に有り得ず、実施体制を決める全権はRAIFにあるので日本側が「ル」側の実施体制にこだわることは不可解とし、合同会議も不要とした。

これに対し当方は、プロ技協が、前回RAIFを実施母体として協力したブランチ県の開発調査とは異なり、5年間も人の派遣を伴う協力をするのであり、この協力の成果も技術移転による実施機関の人造りや組織体制強化を目指すものであり、成果が持続するものとなることが日本政府から求められていること、依ってプロジェクトの各々の活動の実施主体と共同運営体制が重要であることなどを説明し、「ベ」局長とRAIFの理解を促した。

「ベ」局長は共同実施体制の検討と合同会議の必要性を認めたものの、多忙とのことで合同会議および懇親会を欠席した。

合同会議では、冒頭から再び同様のやり取りを当方とRAIF総裁とで行う状況となったが、次第にアカデミーとICITIDの意見がかなり取り入れられ、共同実施体制という認識の流れができて行った。

- (3) アカデミー、ICITID、ISPIFでは、これまでプロジェクト実施についての具体的な話し合いを、特に「ベ」局長やRAIF、ISPIFを混えて合同で協議したことは無いので良い機会であるとした。ただしISPIFでは、自分たちは既にCommercial Companyであり受注内容に基づき事業を行う企業であるので、政府間の協議に加わることの必要性は不明としながらも、ISPIFは「ル」国1の技術と経験を持つ水利施設の設計調査会社であり、本プロジェクトの実施を日本側が推薦してくれることを歓迎するとした。
- (4) RAIFおよびICITIDともに、長期調査時に合意したものより更に具体的な活動目標と内容および「ル」側が確保すべき予算について詳細を打ち合わせる必要性について強調した。

6.2 協力プロジェクト開始までの今後の予定

<当方説明骨子>

- (1) 本プロジェクトに関しては、7年6月に派遣された長期調査員によりプロジェクト方式技術協力の事業概要案がほぼ整理された。
- (2) JICAとしては、長期調査員が「ル」政府関係者と合意してきた事業計画に基づき、実施に向けての準備を進め、日本政府の承認を得れば本年10月中にも実施協議調査団を派遣したい考えである。

- (3) 実施協議調査団の位置付けは、これまでの事前調査団や長期調査員とは異なり、実施協議での合意事項がR/Dに取りまとめられ署名されるが、この内容に基づき協力が実施されることとなる。
- (4) 実施協議で合意に達すれば、96年3月にも専門家派遣を開始することが可能である。

<意見交換結果>

- (1) 早期に開始することはいずれの機関も賛成。96年3月開始で問題なしとした。
- (2) 「ル」側の今後の手続きとしては、プロジェクトに係る次年度予算確保があるが、そのためには長期調査時に合意した活動内容および先にファックスで送付した予算項目の説明では不十分であり、日本側の詳細活動計画案と「ル」側の確保すべき予算の具体的な内容を暫定的なもので良いから早期に入手したいとのことであった。この件については、「ベ」局長、RAIF、ICITIDともに同様の認識であった。
- (3) 政府（農業食糧省）のプロジェクト承認について、当初のRAIFでの意見交換ではR/D署名後としたため、当方よりR/Dが署名されれば日本側の協力は開始されるので、「ル」政府のプロジェクト承認はR/D時までにて得ておきたい旨申し入れたところ、「ベ」局長よりその旨手続きするとの回答あった。またR/D署名者が局長以上となると、署名者が本プロジェクトを承認する必要がある旨説明あった。
合同会議の席上では、予算を伴う承認およびRAIF、ICITIDと2つの組織にまたがるプロジェクトの承認権は「ベ」局長に無いとの発言があった。局長が合同会議を欠席したので、この件の確認はできなかった。
後日、農業食糧省国際課に面談を申し入れたが、課長不在であること、本案件について全ての手続きは「ベ」局長が行っているので国際課は関与していないとのことで、面談しても何も話せないとされた。また、橋本専門家の説明によれば、首相府経済協力課はプロジェクトの承認や予算確保には関与しないであろうとのこと。
- (4) プロジェクト承認について、会議外での会話や橋本専門家の解釈などを合わせて考えて見ると、要は予算の確保が全般的に難しいため、「ル」側ローカルコストが少ない開発調査や個別専門家、研修等は担当局長や課長レベルでの決裁で実施されているらしく、プロ技協についてはかなりのローカルコスト負担が必要との印象を受けているため、予算額が明確にならなければどのレベルまで決裁を仰ぐ必要があるのか分からないのが本音らしい。
- (5) いずれにしても、10月までに「ル」側のR/D署名段取りを進めて貰うためには、我が方R/DおよびTSI案のみだけでなく、96年度の具体的活動計画案およびそれに必要な「ル」側の予算項目詳細を当方で作成し、早期に送付しておく必要がある。「ベ」局長より、RAIF総裁とICITIDの副所長が視察研修で来日中にこれらを提示し、打ち合わせて欲しい旨申し

入れられたので、努力する旨答えた。総裁等が帰国する前にJICAで打ち合わせを持つこととし、それまでにR/D (案)、TSI (案)、予算費目(案)の全容が見えれば、先方もプロジェクト承認、予算獲得の目処が立つと思われるので、10月の実施協議は可能と思われる。

6.3. プロジェクト目的と活動内容

<当方説明骨子>

(1) プロジェクトの目的および活動内容については、事前調査と長期調査を通じて整理され、長期調査時のM/Mにての合意事項のとおり、

5.(1) To improve the technical efficiency of irrigation schemes on research, implementation, management and financing.

および

(5) 1) Farm Irrigation Systems

2) Field Water Management Systems および

3) Water Delivery Systems

の3分野の改善で実施したいと思う。

<意見交換結果>

(1) 「ベ」局長とRAIFは、長期調査時に合意したものは具体的ではなく、政府の承認を得るために、特に96年度の予算確保のためには不十分であり、日本側の詳細活動計画案と「ル」側の確保すべき予算の具体的な内容を暫定的なもので良いから早期に入手したいとのことであった。この件については、合同会議でアカデミー、ICITIDともに同様の認識を示した。

(2) 当方より、通常のプロ技協の進め方として、緩やかな5年分の暫定実施計画に合意し協力を開始し、専門家派遣開始後半年ぐらいしてから計画打ち合わせ調査団を派遣し詳細な実施計画を詰める方法を説明したところ、「ル」側の認識は、5年間分については緩やかなものでよいが、次年度分についてはどんな活動をし、「ル」側がどれだけの予算を確保すべきなのかを予算当局に示す必要があるとのことであった。

(3) 最初の意見交換で、当方が「ルーマニア灌漑システム改善計画」は日本側が行うプロジェクトではなく、「ル」側が行う事業に対し日本が協力をするのであり、「ル」側が詳細計画を作成し提示すべきと思う旨述べたところ、「ベ」局長より本件が日本側の申し入れにより行われるプロジェクトなので、JICAで作成して欲しいとの認識を示した。

当方は、「ル」側が事業実施主体者としての意識と責任をもっと強く持ち、プロジェクトの運営管理をして欲しいこと、5年間の協力が終了した後は各々の機関が協力成果を活かしつつ技術開発を進めるようになることがプロ技協の狙いであるところを再度説明した。「ベ」局長がプロ技協の狙いについては理解を示しつつも、JICAで案を作成し「ル」側が検討する方式が時間が掛からない旨再三申し入れあったので、予定通りことを進め

るには止むを得ないと思いこれを受け入れることとした。ただし、今回の目的が技術的なものではなく運営管理体制を中心の意見交換であるため、技術的な詳細に入ることはできない旨説明し、更に具体的な活動内容案については、ICITID総裁等の訪日時に打ち合わせた上、実施協議調査団派遣以前に別途「ル」側に提示する方策を検討すると答えた。また、R/D以前にJICAより提示される文書については、全て日本政府の承認を得て無い暫定的なものであることを説明し、「ル」側はその旨了解した。

6.4. プロジェクト実施機関

<当方説明骨子>

- (1) 要請書での記述 (Implementing Organization) 並びに事前調査での確認事項 (M/Dの3の Structure) にもあるとおり、これらの活動は土地改良公社(RAIF)、農業工学研究所 (ICITID) および土地改良事業調査設計公社 (ISPIF) の3機関に分散し行われている。長期調査員は、組織改編があった現在も、この事実は変わっていないことを確認している。この概念は、長期調査員により別紙の図の様に整理されている。
- (2) JICAとしては、本「ルーマニア灌漑システム改善計画」は合意した目的と活動に鑑み、これら3機関が共同で連携しつつ行うプロジェクトである、またそうでなければ成果は期待できないと理解したうえで協力を検討している。

<意見交換結果>

- (1) 初日のRAIFに於ける意見交換では、「ベ」局長より、第1回の調査団(事前調査)以降「ル」国内の組織改編があり、以前の土地改良局(LRD)の全ての仕事はRAIFに移管され、農業食糧省(MAF)はRAIFの監督と必要な予算の確保と調整のみを行うことになったことが説明され、現在はRAIFが、「ル」国の灌漑開発に関しては唯一、全ての権限と責任をもつ機関であることが強調された。ICITIDおよびISPIFを加えることは差し支えないが、これらはRAIFより資金を得なければ独自の事業は何も行えない旨説明された。このことは、RAIF総裁よりも繰り返し説明、強調された。プロジェクトの活動内容としている3項目(灌漑システム、水管理システム、配水システム)についても、RAIFのみで行うことが可能であるとの説明を繰り返した。RAIFの土地改良事業における権限の強さ、技術的な能力の高さ、RAIFのみが政府の予算を獲得でき、その資金を持って国内のどの機関にも業務をさせることができることを繰り返し、実施機関はRAIF唯一でなければならないことを強調。

当方より、本案件は元々がICITID中心のプロジェクトとして要請があったこと、これまでICITIDとISPIFを含めたプロジェクトとして協議してきた経緯、これまでの調査に派遣された日本の技術専門家達はこれらの活動は技術的にICITIDとISPIFをサイトとしなければ難しいとしていること

などを挙げ、JICAとしては3機関による合同プロジェクトとして扱いたい旨表明。組織改編後のRAIFの権限と責任についても理解している旨述べ、問題はこうした状況下でどのようにプロジェクトの実施体制を組むかにあり、それによって協力の成果も違ってくるので重要であることを強調。JICAの協力、特に5年間も長期に亘り人を派遣するプロ技協では、被援助側の自助努力と事業効果の持続性を重要としていることを強調。

「ベ」局長より、ICITIDが農業食糧省傘下の機関であることから科学技術省は本件と関係ないこと、ISPIFは民間組織であり、RAIFとの契約関係によっての見本プロジェクトに参画できるものであることが説明され、これら3機関で事業を実施することに依存はないが、RAIFの優位性を理解しておいて欲しい旨表明。

- (2) 合同会議では、RAIF総裁より、この件は初日の意見交換ですでに話し合われており、この場で話し合う必要は無いとした。当方が、我が方の協力が3機関に対し求められており、このプロジェクトの活動が3機関で行われるのであれば、合同で運営すべきと考えており、全機関の意向をこの場で確認する必要があることなど再度説明。アカデミーとICITIDが「ル」語でRAIFに意見を申し入れ、「ル」側だけの協議が20分近く続いた。

その後、アカデミーとその下部組織のICITIDはRAIFと同様農業食糧省の傘下の組織であり、共同で事業を実施することに障害は無いとの発言に変わった。ただし、RAIF総裁はあくまで農業食糧省が決定することだがと念を押していた。

- (3) アカデミーの帰属省庁については、合同会議の場で農業食糧省の組織を説明する条例の関係部分が提示され、コピーし英語に翻訳してもらった(別紙2参照)。これによれば、アカデミーは本省の組織図には載っておらず、離れたページに外局的扱いで載っていた。ICITIDとその上部組織のアカデミーが農業食糧省の傘下であることは、複数の省庁案件ではないことで、日本側の心配も軽減した。

会議が進むに連れ、RAIFとICITIDは契約による主従関係でなくとも本プロジェクトを実施できることなどが明らかになっていき、同等の立場であるような発言が目だってきた。

- (3) ISPIFについては、RAIFもアカデミーおよびICITIDも、その技術的な必要性から日本側がISPIFをプロジェクトに関係させたいという意向を持っていることを承知し、またその必要性は認めながらも、Commercial Companyである以上あくまで契約で参加すべきものであるとし、ISPIF社長もこれを認めた。

事前の個別意見交換の席上、ISPIFは自らをCommercial Companyと名乗っており、社長等も利潤を追求する企業であることを明言し、現在完全民営化の途中にあることを説明した。現在はState Property Fund (SPF) の持ち株70%とPrivate Property Fund (PPF) の持ち株30%の資本により成り立つ半官半民の企業であるが、95年8月よりNational Agency for Privatization, SPF, PPFの指導により完全民営化を促進中。96

年の中盤には民間資本100%の会社としたいとの意向を持っているが確信はない模様。

その後、副社長に再確認したことで、他の「ル」側関係者および堀江参時間の説明を聞くと、国营企業の民営化はNational Agency for Privatization, SPF, PPFの主導により以下のように進められていると解釈された。

国营企業の民営化を進めるために、93年SPFとPPFが設立された。SPFは、国营企業清算事業団のようなもので、PPFは民間起業資金の管理財団あるいは株式市場準備財団ようなものと思われる。

94年、SPFは全有権者約17百万人に対し、2,500レイに相当する株券を配給した。SPFの選択した有料企業リストより有権者が選び、株券をPPFに登録することとで株主になれる。これにより民有化が進めば、PPFが株式市場を開催し資本投入の流れができるとの計画である。しかし、国民全員がいまだ株券を登録していないこと（ISPIFのPPFが30%であるのはこのためと思われる）、無記名であったことから他人に売ってしまった者も多いこと、物価の上昇により2,500レイでは価値が無くなった等の国会での議論を経、今年再び有権者全員に97,500レイの株券を配給し1株百万レイとすることとなり、有権者は改めて発表された有料企業のなかから投資すべき会社を選択し、今年9月中旬に株式の登録を行う。これにより、60%の国营企業は完全民営化されるという説明と、全有料企業の各々のPPFが60%となるとの説明がありどちらが正しいのかは不明。

このようなプロセスを経て、99年には民有化および民営化が完了し、株式による投資が促進され、SPFは解散する計画とのこと。

ISPIFの説明では、現在においても既に経営は全て調査設計を中心としたコンサルタント受託事業により成り立っていること、LRDよりの受注は25%を占めていたが、RAIFになってからはまだ受注はないこと、ISPIFは共産政権下では水利施設の調査と設計を独占していた機関であったことから、ルーマニアの水利施設関係のデータのかなりの部分がISPIFにあるとのことであった。

また、ISPIFは国营であった時点で約4千人いた雇用者は、現在800人足らずで、完全民営化（民有化）の時点では400人以下にする計画とのこと。ISPIFの余剰人員のうち優秀なものはRAIFに雇用されることもあるが、殆どは他のサービス産業に雇用されているとのこと。現在、政府から一切の天下り、出向はないとのこと。また経営に関して農業食糧省、RAIFからの関与はなく独立しているとの説明。

(4) 合同会議においてRAIFは、共産政権下においても現在も水利事業はISPIFが独占してきたのではないこと、現在5社以上の企業が水利事業のコンサルタントとして登録されていること、データはRAIFの支部等にもあること、リハビリ事業は支部でも調査設計できること等の理由を上げ、必ずしもISPIFでなければならないことはないとした。ただし、日本側がISPIFをどうしても参加させたいのなら、契約によってその様にする用意はあることを述べたので、ISPIF社長にそれで良いかと確認したところそ

れで良いとの答えであった。

- (5) 従って、ISPIFの扱いについては、持ち帰り日本側でも協議し方策を「ル」側に示すこととした。

6.5. 実施機関の位置付け

<当方説明骨子>

- (1) 本プロジェクトのImplementation Agency に対しては、M/Mの6. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPANで言及している専門家の派遣、機材供与、研修員受け入れの協力の対象となる。
- (2) JICAはこれまでの調査結果から、本プロジェクトがRAIF、ICITIDおよびISPIFの3機関が共同で連携しつつ行うことにより目標が達成されると理解し、3機関に対し必要な専門家の派遣、機材供与、研修員受け入れの協力を行う考えである。
- (3) しかしながら、JICAとしてこれらの協力を3機関に行うためには、実施協議議事録(R/D)では3機関がImplementation Agencyとして位置付けられている必要がある。

<意見交換結果>

- (1) 最初のRAIFに於ける意見交換の際は、「ル」側出席者は、専門家の配属には依存はないものの、ICITIDとISPIFは日本人専門家の指導で実験なり調査や工事なりをすればよいので、日本での研修など必要ないこと、機材についてその機関でなければ活用できない研究用のものなどを除いては委託もとのRAIFがプロジェクト終了後は引き取ることになるなどの考えを示唆。

当方より、その認識では困ること、いずれの機関にも同様に、活動を遂行するのに必要な技術協力があるべきであること、機材はそれぞれの機関が協力成果に基づく活動に利用していくことが我々の技術協力場の原則であることを説明。プロジェクト活動を考えれば、機材はICITIDに最も多く供与されることになると思われるが、それらの機材は日本の協力が終わればRAIFが引き取るというのでは、ICITIDが協力成果を持続できないこととなり、JICAとしては協力の原則に反するので困ることなどを説明。

最終的には、ICITIDへの投入については納得したが、ISPIFについては必要なしとの線を曲げなかった。

- (2) 合同会議では、最終的にICITIDへの日本側の投入はRAIFを介さず直接行って良いことをRAIFが認めた。
- (3) RAIFは、情報管理体制の改善についてはRAIFの全国組織のネットワーク化を考えており、RAIF本部内にコンピュータを導入した情報センターを設置する計画で、この作業にISPIFのデータと技術者が必要であれば、契約によりサービスを受けるとの考えを示した。また、リハビリ事業についても、RAIF支部において必要な技術と人材を持っており対応可能であ

るが、調査設計に関し必要性が生じればISPIFとの契約により事業を行ってもよいとした。いずれにしても、日本側が具体的にどんな事業をISPIFに行わせたいのか明確にして欲しい旨申し入れられた。この点についても、ISPIFは意義なしとした。

6.6. 実施機関の R/D 上の扱い

< 当方説明骨子 >

上記の理由から、M/Mの5 (2) Implementation Agency of the Project については、
A案

Leading Implementation Agency: Regia Autonomous for Land Reclamation (RAIF), Ministry of Agriculture and Food (MAF)

Joint Implementation Agency: Research Institute of Irrigation and Drainage (ICITID) and Land Reclamation Design Institute (ISPIF).

または、B案

Ministry of Agriculture and Food (MAF) through Regia Autonomous for Land Reclamation (RAIF) jointly with the cooperation of Research Institute of Irrigation and Drainage (ICITID) and Land Reclamation Design Institute (ISPIF).

と言う具合に変更し、実際にプロジェクト活動を行う機関全て、つまり RAIF, ICITID, ISPIFを明記する必要がある。

< 意見交換結果 >

(1) 実施機関に関する表現は、当初の意見交換で「ベ」局長とRAIFが Explanatory Noteの6.1. B;

Ministry of Agriculture and Food (MAF) through Regia Autonomous for Land Reclamation (RAIF) jointly with the cooperation of Research Institute of Irrigation and Drainage (ICITID) and Land Reclamation Design Institute (ISPIF).

とすることが望ましいとした。

(2) 合同会議では、「ル」側出席者よりISPIFを記載する必要はないとの認識が示され、アカデミーとICITIDが対案として、RAIFとICITIDを同列に扱うべきとの意見を出したが、RAIFは受け入れなかった。これは総裁の説明によれば、政府（農業食糧省）は1プロジェクトに実施機関は1つしか認めないとのことで、予算の配分を受けるのが1機関でしかあり得ないとのこと。

(3) Implementing Agencyの「ル」側での解釈がその様であれば、Executing Agency等の他の類似の言葉を用い、2機関を列記してはどうかと当方より提案して見たが、RAIFは受け入れずB案に固執した。ただし、政府がICITID主実施機関とする可能性もあることも合わせて示唆した。

(4) この結果、実施機関に関するR/d上の表記は、
Ministry of Agriculture and Food (MAF) through Regia Autonomous for

Land Reclamation (RAIF) jointly with the cooperation of Research Institute of Irrigation and Drainage (ICITID) ということでは落ち着いた。

6.7. 実施機関間の契約

<当方説明骨子>

- (1) 「ル」国のシステム上、本プロジェクトの主導的役割を果たす権限と予算を持つRAIFがISPIFおよびICITIDと契約を結び、プロジェクトの実施に係る調整を行っていく点については理解する。
- (2) これはプロジェクト実施上必要なことであるので、M/Mの7.8)で言及しているように、契約内容については派遣専門家との相談しながら、手続きを進めて頂きたい。

<意見交換結果>

- (1) 合同会議の席上、ICITIDに対し日本側が直接投入してよいこと、ICITIDのローカルコストをアカデミーが保証しRAIFより資金提供する必要がないこと、研修等共同作業を行う場合など契約によらなくても資金分担は可能であることが明確になった。
- (2) ISPIFについては、RAIFが発注すべき内容が明確になってから、契約は検討するとされた。

6.8. 実施機関の責任

<当方説明骨子>

Implementation Agencyとして位置付けられた3機関に於いては、M/Mの7. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF ROMANIAの各項目全てについての責任が生じる。またJICAとしては、プロジェクト活動に関わる全機関について第7章が確保されることが協力の前提条件である。

つまり、

- (1) 専門家が活動する3機関において、専門家活動の正当性とそれに関わる安全および特惠免除が約束され、常駐のC/Pおよびスタッフ、活動場所、ローカルコストなどが確保されなければならない。
- (2) 3機関における各々のC/P(技術者/研究者)も日本で研修を受けることができる必要があるとともに、研修終了者はプロジェクトに貢献することが確約されなければならない。
- (3) 3機関への供与機材については、各々が責任をもって通関、国内移送、据え付け、維持管理を行う必要があるとともに、供与機材はプロジェクト目的に沿って使用されることが確約されなければならない。
- (4) 3機関ともに、協力プロジェクト終了後は技術協力の成果を持続させることが確約されなければならない。特に、技術移転を受けたC/Pおよび

供与機材は、協力終了後も各々の機関に帰属し活用されることが確約される必要がある。

<意見交換結果>

- (1) 予算確保等については、当初RAIFが一括して行うとしていたが、合同会議の席では、プロジェクトにおけるICITIDの位置付けが明確になるに従い、RAIFとICITID別々に確保する可能性も指摘され、どのように行われるかは活動内容と確保すべき予算の詳細と額次第であるとした。
- (2) 今回当方が説明した内容であれば、ICITIDの責任についてはアカデミーとICITIDが協力して遂行し、RAIFとISPIFへの発注事業に係るものについてはRAIFが一切の責任をとることが確認された。

6.9. 協力プロジェクト運営体制

<当方説明骨子>

本件は長期調査時に議論されなかったが、JICAとしては以下の体制とすることが望ましいと考える。

- (1) 最高責任者：農業食糧省土地管理改良局長
 - (2) Project Manager：RAIF総裁（専門家チームリーダーがAdvisorとなる）
 - (3) Sub-Project Manager：ICITID所長（長期専門家がAdvisorとなる）
 - (4) Sub-Project Manager：ISPIF総裁（長期専門家がAdvisorとなる）
 - (5) Coordinator：RAIF副総裁（調整員がAdvisorとなる）
- (2)～(5)については、Monthly Meeting等で連絡を取り合いプロジェクト全体の進捗について把握し、運営調整を図る必要がある。

<意見交換結果>

- (1) 「ル」側からは、最高責任者に対し、局長以上のものが署名する場合はその肩書きとするので、Representative of Ministry.....と言う表現にした旨申し入れあった。当方としては、RD署名までには肩書きを決めて欲しい旨申し入れた。
- (2) ISPIFについては、本件の表記から外すべきことが「ル」側出席者より意見された。

6.10. 合同委員会

<当方説明骨子>

合同委員会の構成は、以下のようにすることが望ましい。

- (1) Chairperson：農業食糧省土地管理改良局長
- (2) Vice Chairperson：専門家チームリーダー

(3) Committee Members

Romanian Side:

- 1) Project Manager : RAIF総裁
- 2) Sub-Project Manager : ICITID所長
- 3) Sub-Project Manager : ISPIF総裁
- 4) General Director, Budgetion Production Division, MAF

Japanese Side:

Japanese experts and personnel dispatched by JICA including Representative(s) of JICA Austria Office.

*** Note; Official(s) of the Embassy of Japan may attend the Joint Coordinating Committee as observer(s).

(4) Secretariat General (事務 局長) : Coordinator (RAIF副総裁)

<意見交換結果>

- (1) 「ル」側からは、最高責任者と同様、Chairmanについても、局長以上のものが署名する場合はその肩書きとするので、Representative of Ministry.....と言う表現にしたい旨申し入れあった。当方としては、R/D署名までには肩書きを決めて欲しい旨申し入れた。
- (2) ISPIFについては、本件の表記から外すべきことが「ル」側出席者より意見された。

6.11. R/D 署名者

<当方説明骨子>

- (1) 上記の趣旨からJICAとしては、協力を受けるRAIF、ISPIFおよびICITIDがこれらのことを了承していることの確認のために、3機関の代表がR/Dに署名して頂きたいと考えている。
- (2) 「ル」側の正式な署名者を本プロジェクトにかかる全ての責任を取れる立場の者、例えば農業食糧省などを検討して欲しい。RAIFとISPIFの総裁およびICITID所長がCo-SignersまたはWitnessesとして署名する形が望ましい。
- (3) ICITIDの上部機関である科学技術省の代表が署名に加わるべきかどうかについては、「ル」側に一任する。JICAとしては、ICITIDに係る「ル」政府の取るべき処置が、ICITIDが署名することによって確約されれば問題ない。

<意見交換結果>

- (1) 「ベ」局長は、署名者として次官級のState Secretaryを検討していること、少なくとも局長以上の者が署名するとした。当方としては、R/D署名までには肩書きを決めて欲しい旨申し入れた。
- (2) ISPIFについては、署名から外すべきことが「ル」側出席者より意見

された。

7. 今後の取るべき処置 (案)

- (1) ISPIFの扱いも含め、R/D、TSIの案を農水省と早急に検討すること。
RAIF総裁等が帰国する以前に少なくともJICA案は提示し打ち合わせること。
- (2) 次年度の活動内容と「ル」側の必要な予算処置の詳細について準備し、同様にRAIF総裁等が帰国する以前に打ち合わせること。
- (3) 上記のものは、RAIF総裁等との打ち合わせ結果を踏まえ訂正し、「ベ」局長にファクス等で送付し、先方の意向を確認し、問題点を最小限にしてから、実施協議調査団を派遣する。

以上

**EXPLANATORY NOTE on
the issues to be clarified prior to the agreement on
the Japanese technical cooperation for
The Irrigation System Readjustment Project
in Romania**

(August 14, 1995)

Takahisa Kusano
Director,
Agricultural Technology Cooperation Division,
Japan International Cooperation Agency

1. Schedule Prior to the Commencement of Cooperation

- 1.1. JICA assumes that all aspects of the project plan except the organizational and managerial matters have been made clear through the visits of two survey teams, namely; the Preliminary Survey Team in September, 1994 and long term surveyors in June 1995 (hereinafter referred to as "the Surveyors"). JICA will proceed with its preparation for the cooperation based on the agreement and confirmation made by the two teams.
- 1.2. If an approval is given by the Japanese Government, the Implementation Discussion Mission (the R/D Mission) will be dispatched as early as in October, 1995.
- 1.3. The R/D Mission, whose status differs from previous survey teams, will be given the mandate of signing the Record of Discussions which contains the framework and master plan that the cooperation project will be implemented accordingly.
- 1.4. If the Record of Discussions is signed in October, and the necessary logistics are done by the Romanian side, JICA will be able to dispatch Japanese experts as early as in March 1996 and cooperation commences.

2. Purpose of this Visit: Framework of the Project to be clarified

- 2.1. The Surveyors reported that there have been changes in Romanian institutions and the changes have direct effects on the organizations involved in the framework of the cooperation project agreed by the Preliminary Survey Team with the Romanian authorities in September 23, 1994.
- 2.2. JICA views that, prior to the dispatch of the Mission, further clarification of the framework, especially organizational and managerial aspects of the project should be made.
- 2.3. I, as the director of the division in charge of this cooperation project, wish to discuss and clarify with the concerned Romanian authorities the issues relevant to pursue the preparation of the project within JICA, especially the organizational structure, management, administration and logistics of the project. I hope the Romanian Government will understand the concerns of JICA and fully cooperate to bring best results, so that our cooperation can commence as early and as smoothly as possible.

3. Purpose and Activities of the Project

- 3.1. The purpose of the project was defined and agreed by two survey teams and Romanian authorities as;

"To improve the technical efficiency of irrigation schemes on research, implementation, management and training".

- 3.2. The activities to lead to the purpose were defined as the improvement of;

- 1) Farm Irrigation Systems
- 2) Field Water Management Systems, and
- 3) Water Delivery Systems "

4. Confirmation of Implementing Agencies and Project Sites

- 4.1. Romanian proposal for the project, No.E 3/2263 dated April 26, 1994 states;

" implementing organizations: Research Institute of Irrigation and Drainage (ICITID) in cooperation with

the supervising organization: Land Reclamation Design Institute (ISPIF),
Land Reclamation Department (LRD),
Ministry of Agriculture and Food (MAF)."

This was confirmed and agreed by the Preliminary Survey Team as recorded in the Minutes of Discussions signed in September 23, 1994 as;

"the implementing organizations: LRD, ICITID and ISPIF, and the main office is provided in LRD."

Thus, it was clear that the project activities have been confirmed to be conducted at these 3 organizations; i.e. LRD, ICITID and ISPIF.

4.2. It is understood that; LRD was transformed as Regia Autonomous for Land Reclamation (RAIF), ICITID is now under the supervision of Ministry of Science and Technology, and ISPIF has become an autonomous institution.

4.3. The Surveyors report that they confirmed, even after the structural change, the activities of these 3 organizations are unchanged and their full cooperation towards the project will remain vital towards the realization of the project's objectives. Considering the project's purpose and activities, JICA has been preparing its cooperation with the understanding that the Irrigation System Readjustment Project is a joint project of the 3 organizations under the supervision of MAF. The involvement of all the 3 organizations, i.e. RAIF, ICITID and ISPIF, is vital to the cooperation project.

4.4. The Project will be conducted at:

- 1) The Main site (Office); Headquarters of RAIF
- 2) Sub-sites; Headquarters and facilities of ICITID and ISPIF

5. Japanese Cooperation to Implementing Agencies

5.1. To the implementing agencies, the Japanese Government, through JICA, will dispatch Japanese experts, provide machinery and equipment, and training of personnel in Japan.

5.2. JICA will be providing these cooperation to RAIF, ICITID and ISPIF with the understanding that the purpose and activities of the project will be pursued through the development of the 3 organizations.

5.3. However, unless it is clearly stated in the Record of Discussions as RAIF, ICITID and ISPIF as the implementing agencies, JICA is not able to provide these cooperation.

6. Listing Implementing Agencies on the Record of Discussions

6.1. Considering the reasons explained above, JICA would like to confirm the implementing agencies of the project and list them on the Record of Discussions in either of the following ways;

A;

Leading Implementing Agency: Regia Autonomas for Land Reclamation (RAIF), Ministry of Agriculture and Food (MAF)
Joint Implementing Agency: Research Institute of Irrigation and Drainage (ICITID) and Land Reclamation Design Institute (ISPIF)

B;

Ministry of Agriculture and Food (MAF) through Regia Autonomas for Land Reclamation (RAIF) jointly with the cooperation of Research Institute of Irrigation and Drainage (ICITID) and Land Reclamation Design Institute (ISPIF).

7. Contract among Implementing Agencies

7.1. The Government of Romania is expected to take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions." This is one of the basic condition of Japanese technical cooperation.

7.2. JICA understands that within the Romanian system, RAIF who has the authority and budget to conduct the project, will make contracts with ICITID and ISPIF. Should all the project's facilities, budget and personnel be completely secured either by contracts or by each organization's own responsibility, only then can JICA pursue technical cooperation .

7.3. JICA would like to know the content of such a contract during my visit, if not, at least before the dispatch of the R/D Mission.

7.4. Since the contracts will affect the drive of the project, JICA requests that consultations be made with the Japanese experts before the contract is signed.

7.5. Since ICITID is now under the supervision of Ministry of Science and Technology (MST), the consent of MST or the agreement of two ministries seems necessary to involve ICITID in the project. JICA requests MAF to solve this issue and inform before dispatch of the R/D Mission.

8. Responsibility of Implementing Agencies

8.1. It is expected to be agreed in the Record of Discussions that "the Government of Romania will take certain measures to implement the project and accommodate Japanese cooperation". The followings measures then will become the responsibilities of the supervising and implementing agencies.

8.2. At all the implementing agencies, activities of Japanese experts according to the project objectives and their security must be guaranteed. The Romanian Government is expected to undertake to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions at inside and outside of the implementing agencies except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

8.3. The implementing agencies must;

- 1) assign permanent counterpart officials, engineers, or researchers for the Japanese experts and other necessary staff and clerks for the project.
- 2) provide facilities and working places for the project staff including Japanese experts, and
- 3) allocate the necessary budget for the project activities.

8.4. Counterpart officials, engineers and researchers of any of three implementing agencies will be allowed to receive a training in Japan if found necessary for the implementation of the project. The counterparts of Japanese experts, especially the receivers of the training in Japan are expected to stay at his/her agency to ensure that the technologies and knowledge acquired will contribute to the economic and social development of Romania.

8.5. The Romanian Government is expected "to grant privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts and their families no less favorable than those accorded to experts of third countries working under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme." This may include, for example, exemption from income tax and custom duty on the personal effects imported, leave and holiday and subsistence allowance. It will be the responsibility of MAF and implementing agencies to assist Japanese experts to receive the grants.

8.6. With their own expenses and responsibility, each implementing agency must clear the custom, transport, install, maintain and repair the machineries and equipment provided through Japanese cooperation. The donated machineries and equipment will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts, and must not be utilized nor transferred except for the objectives of the cooperation project during and after the period of the cooperation.

9. Management of the Project

9.1. JICA understands that the General Director of the Cadaster and Strategy Division for Land Reclamation, MAF as the Supervisor of the project will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project. JICA requests a special secretary at the General Director's Office be assigned to take care of administrative issues of the project at the ministry level.

9.2. JICA suggests that the General Director of RAIF be the Project Manager, and will be responsible for the managerial matters of the Project at all the implementing agencies, namely; RAIF, ICITID and ISPIF.

9.3. The Japanese Expert Team Leader (Chief Advisor) will be the counterpart of the Supervisor and the Project Manager, and will provide necessary recommendations and advice on any matters pertaining to the implementation of the Project.

9.4. Both Director of ICITID and General Manager of ISPIF are expected to become the Sub-Project Managers and will be responsible for the managerial matters of the Project at their respective organizations. The long term Japanese experts assigned to ICITID and ISPIF will be the counterparts at their respective organizations, and will provide necessary recommendations and advice on any matters pertaining to the implementation of the Project.

- 9.5. JICA suggests the Deputy General Director of RAIF to become the Project Coordinator and will be responsible for the coordination of three implementing agencies, MAF and Japanese side for the smooth execution of the project.
- 9.6. The Japanese Coordinator as the counterpart of the Project Coordinator, will provide necessary recommendations and advice on any matters pertaining to the coordination of Romanian and Japanese sides.
- 9.7. JICA suggests the Coordinating Committee composed of the Project Manager, the Sub-Managers, Japanese Experts and the Coordinators, to be organized to be able to function effectively during the daily coordination and management of the Project. The Coordinating Committee will meet at least once a month.

10. Joint Steering Committee

10.1 For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Steering Committee will be established whose composition is suggested as;

1) Chairperson : General Director of the Cadaster and Strategy Division for Land Reclamation, MAF

2) Vice Chairperson : Japanese Expert Team Leader

3) Committee Members

Romanian Side:

1) Project Manager : General Director, RAIF

2) Sub-Project Manager : Director, ICITID

3) Sub-Project Manager : General Manager, ISPIF

4) General Director, Budget ion Production Division, MAF

5) Person In-Charge of ICITID, Academy of Agriculture Science, MST

Japanese Side:

Japanese experts and personnel dispatched by JICA including Representative(s) of JICA Austria Office.

*** Note; Official(s) of the Embassy of Japan may attend the Joint Coordinating Committee as observer(s).

4) Secretariat General : Deputy General Director, RAIF

11. Signers of the Record of Discussions

11.1. With all the reasons explained above, JICA expects to have all the representatives of MAF, RAIF, ICITID and ISPIF sign the Record of

Discussions.

11.2. JICA expects the representative signer of the Romanian side to be a high ranking official of MAF who has full authority on all matters mentioned in the Record of Discussions including the issues explained above. In most cases in other countries, it is usually a deputy minister. The other three representatives of implementing agencies will be co-signers or witnesses.

11.3. JICA leaves to the Romanian side the decision whether the MST as the supervising ministry of ICITID should sign the Record of Discussions. It is important to JICA that all the issues mentioned in the Record of Discussions related to the project implementation at ICITID are assured.

(End of the Document)

FARM IRRIGATION

- 1) Field evaluation of parameters related to crop water requirements.
- 2) Improvement of design and application of farm irrigation methods.
- 3) Improvement of training farm irrigation technique.

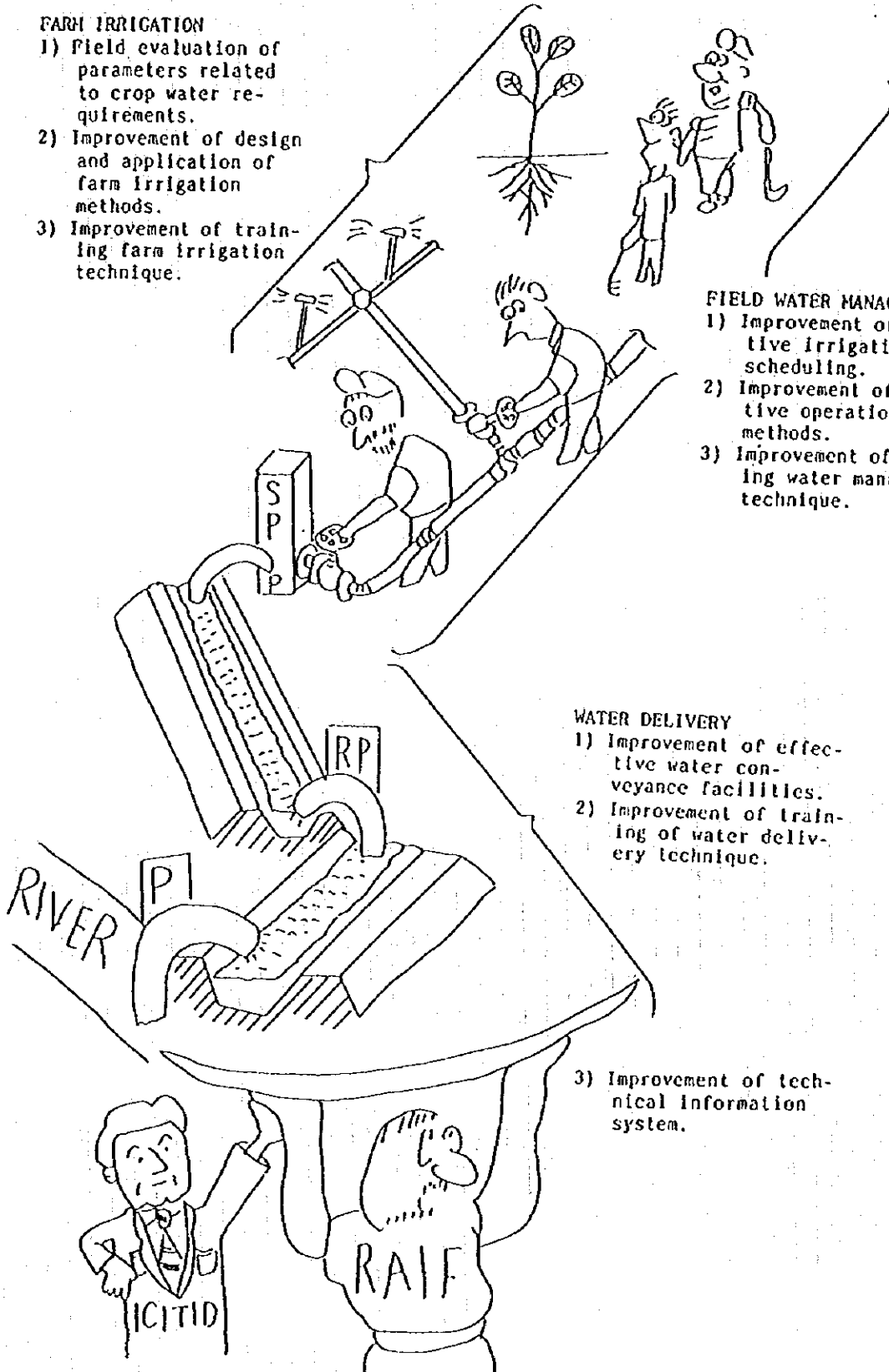
FIELD WATER MANAGEMENT

- 1) Improvement of effective irrigation scheduling.
- 2) Improvement of effective operation methods.
- 3) Improvement of training water management technique.

WATER DELIVERY

- 1) Improvement of effective water conveyance facilities.
- 2) Improvement of training of water delivery technique.

- 3) Improvement of technical information system.



Conceptual Diagram of Three Implementation Groups and Their Tasks

付属資料 8. 条約の締結と批准に関する法1991法1月11日付第4号

1991年1月12日付官報にて公布の

条約の締結と批准に関する1991年1月11日付法第4号

ルーマニア議会は当法律を可決する。

第1条

ルーマニア大統領は国際関係において国家を代表し、その地位においてルーマニアのために条約を締結し又はルーマニア首相、外務大臣又はその他の政府メンバーもしくは外交上の代表に条約締結の権限を与える。

ルーマニア大統領により付与された権限に基づき、政府はルーマニアのために締結される国際条約の開始と交渉のための適切な措置を取る。

第2条

政府は政府レベルで国際協定の交渉を行い署名することが出来る。政府は省レベルでの協定の締結を承認する。

第3条

ルーマニアのために締結される国際協定の交渉と署名は、大統領により認定された代表団により、大統領により付与された権限に基づき行われる。

政府レベル又は省レベルでの協定の交渉と署名は、この目的のために認定された代表団が、付与された権限に基づいて行う。

第4条

ルーマニアのために署名された国際協定、政治的又は軍事的協力に関しルーマニア政府レベルで署名された協定で新しい法律の制定又は現行法の改正を要するもの、政治的又は財政的義務を伴うもの、或いは国家の政治的問題又は領土の管理体制に関する問題もしくは人の地位、国民の権利と自由、又は国際機関への加盟に関するもの、及びこの問題を明記したものは、法律による批准のため議会に提出される。

第1項に掲げる議会による批准に関する規定は、同項に規定する国際協定への参加にも適用される。

第1項及び第2項に掲げる国際協定の廃棄通告は同じ手続きに従う。

第5条

その目的から見て第4条の規定に含まれない国際協定は政府が扱う。交渉と署名が完了した後、これらの協定は承認を受けるため政府に提出されるものとする。

第6条

外務省により外交文書又は交換文書により簡単な形式で締結された協定は、批准又は承認を得るために提出されること無く、完成の日に発効することが出来る。

第1項の規定は、第4条の規定に従い新しい法律（法律の制定）を必要とする国際協定には適用されない。

第7条

ルーマニアのための又は政府レベルの国際協定のイニシアチブ、交渉及び署名は、第3条の規定に従い外務省により進められる。これらは各省及び特別に選任され権限を付与された中央機関が、外務省及び、政府が調整と当該分野における統一政策を確保するための専門機関と協力して進めることが出来る。

外務省は単独で又は必要な場合は他の省と共に、国際協定の署名、批准、承認並びに国際協定への参加又は廃棄通告に関する提案を政府に提出する。

第8条

条約及び政府協定の署名のための権限は完全な権限として明記され、法規及び国際慣行に従い外務大臣が署名し外務省が公布する。

ルーマニア大統領、首相、及び外務大臣は完全な権限の付与を受けることなく条約及び国際協定に署名することが出来る。

第9条

ルーマニアのために締結された条約の批准、加盟、及び廃棄通告は、ルーマニア大統領が署名し国家印を押印し外務大臣が副署した批准、加盟、及び廃棄通告の文書により明記される。

上記の文書は当事者間で交換され又は国際法規及び国際慣行に従って寄託される。

政府レベルで締結された協定の承認は他の当事者に、又は外交ルートを通して寄託先に、通知される。

第10条

政府は条約及び国際協定を執行するために適切な措置を取るとともにそれらの履行を管理する。

条約及び国際協定の規定の履行中に発生する問題は、国際法の規定に従い又ルーマニアの利益のために早急に解決するため、政府はルーマニア大統領及び議会に報告する。

第11条

国際条約批准のための法律、条約及び国際協定承認のための決議、並びにそれらの内容は官報で公表される。

議会と政府は特定の条約及び国際協定を公表しないことを決定することが出来る。

外務省はルーマニアが参加する主な条約及び国際協定の詳細と情報並びにそれらの国連機関への登録を官報で公表する。

[The page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document. The text is too light to transcribe accurately.]

JICA